**禁止行為の解除承認申請書**

不特定多数の人が出入りする一定規模以上の場所において、「喫煙」、「裸火の使用」、「危険物品の持ち込み」は禁止行為として規制されているため、イベント等により禁止行為を行う場合は、その行為を行おうとする7日前までに消防長に申請し、承認を得なければなりません。

なお、行為の内容によっては審査から承認まで時間を要する場合があります。

禁止行為の対象となる場所

　１．喫煙、裸火の使用、危険物品の持ち込みが禁止される場所

* 劇場、映画館、観覧場、集会場等の舞台及び客席
* 飲食店等の舞台
* 物品販売店舗（当該用途の床面積が１，０００㎡以上のもの）の売場や出入口
* 屋内展示場（当該用途の床面積が１，０００㎡以上のもの）の出入口
* スタジオ等の撮影用セットを設ける部分
* 文化財等
* 車庫、駐車場（当該用途の床面積が１階５００㎡以上、地階及び２階以上の階２００㎡以上、屋上３００㎡以上のもの）

　２．危険物品を持ち込んではならない場所

* 劇場、映画館、観覧場、集会場等の出入口
* 飲食店等の出入口
* 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可 | 不可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 禁止行為の解除承認申請書
* 禁止行為内容の詳細
* 防火対象物の案内図、平面図（設置された消防用設備等を明示したもの）
* 申請場所の詳細図
* 使用する物品及び持ち込む危険物品等の詳細

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

　・副本については即時返却せず、行為の内容を審査し承認されたのちに返却します。

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・副本については、行為の内容を審査し承認されたのちに返送します。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）